

静岡県告示第185号

医療提供体制施設整備事業費補助金交付要綱（平成18年静岡県告示第1111号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(i) この要綱において「医療提供体制施設整備事業」とは、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月30日付け厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知）に定める医療施設の整備を行う事業であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～キ （略）</p> <p>ク 医療施設等耐震整備事業 災害医療対策事業等実施要綱に基づき、Is値（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の二のイに規定する構造耐震指標をいう。）が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療機関を除く。）の開設者（地方公共団体等を除く。）が、地震防災のために緊急に整備すべき耐震化整備を行う事業をいう。</p> <p>ケ・コ （略）</p> <p>(2)～(10) （略）</p>	<p>第2 定義</p> <p>(i) この要綱において「医療提供体制施設整備事業」とは、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月30日付け厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知）に定める医療施設の整備を行う事業であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～キ （略）</p> <p>ク 医療施設等耐震整備事業 災害医療対策事業等実施要綱に基づき、Is値（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の二のイに規定する構造耐震指標をいう。）が<u>0.4未満の建物を有する第二次救急医療機関の開設者（地方公共団体等及び公的団体を除く。）又は0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療機関を除く。）の開設者（地方公共団体等を除く。）</u>が、地震防災のために緊急に整備すべき耐震化整備を行う事業をいう。</p> <p>ケ・コ （略）</p> <p>サ <u>医療施設浸水対策事業 災害医療対策事業等実施要綱に基づき、医療施設の開設者（地方公共団体等を除く。）が、浸水対策のために必要な施設整備を行う事業をいう。</u></p> <p>(2)～(10) （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表病院群輪番制病院施設整備事業の項中「245,600円」を「250,000円」に改め、同表救命救急センター施設整備事業の項中「245,600円」を「250,000円」に、「76,960千円」を「78,345千円」に、「42,700円」を「43,500円」に改め、同表小児医療施設施設整備事業の項中「220,000円」を「224,000円」に、「245,600円」を「250,000円」に改め、同表周産期医療施設施設整備事業の項中「220,000円」を「224,000円」に改め、

円」に改め、同表医療施設近代化施設整備事業の項中「220,000円」を「224,000円」に、「11,228千円」を「11,430千円」に、「22,458千円」を「22,862千円」に改め、同表地域災害拠点病院施設整備事業の項中「42,700円」を「43,500円」に、「44,594千円」を「45,397千円」に、「76,960千円」を「78,345千円」に改め、同表医療施設土砂災害防止施設整備事業の項中「33,687千円」を「34,293千円」に改め、同表医療施設等耐震整備事業の項中「202,800円」を「206,500円」に改め、同表医療機器管理室施設整備事業の項中「245,600円」を「250,000円」に改め、同表に次のように加える。

医療施設浸水対策事業	医療用設備の想定浸水深又は基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費	医療用設備の想定浸水深又は基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1施設当たり 42,200千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に0.33を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
	電源設備の想定浸水深又は基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費	電源設備の想定浸水深又は基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1施設当たり 33,300千円	
	止水板の設置に必要な工事費又は工事請負費	止水板の設置が必要と認められるもの 1施設当たり 400千円	

様式第3号中「コ」を「サ」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。